

R7 議会報告と町民との意見交換会

総括報告書（案）



令和8年5月
芽室町議会

目 次

■ 団体等との意見交換会	……	4
■ 議会報告会の総括	……	15
■ 高校との意見交換会（芽室高校）	……	19
■ 高校との連携協定事業（白樺学園高等学校）	……	20

開 催 内 訳

	団 体 名 等	開 催 日	開催場所／手法	参加数
1	芽室町商工会役員 (総務経済常任委員会)	9月30日(火)	めむろ駅前 プラザ3階 商工会会議室	9名
2	芽室消費者協会 (総務経済常任委員会)	10月3日(金)	めむろ駅前 プラザ3階 レファレンス	11名
3	育児ネットめむろ (厚生文教常任委員会)	10月14日(火)	議員控コーナー (役場庁舎3階)	4名
4	めむろ介護保険事業所等連絡 協議会(けあねっとめむろ) (厚生文教常任委員会)	10月14日(火)	3階委員会室	10名
5	芽室町教育委員会委員 (議会運営委員会)	10月29日(水)	2階教育委員会 会議室	5名
6	芽室町農業委員会委員 (議会運営委員会)	10月30日(木)	3階委員会室	6名
7	芽室町農民連盟 (議会運営委員会)	10月31日(金)	JAめむろ会議室	20名
8	芽室町手をつなぐ育成会 どんぐり会 (厚生文教常任委員会)	2月10日(火)	議員控コーナー (役場庁舎3階)	6名

9	議会報告と町民との意見交換会	6月23～27日	町内6会場 (市街地3・農村地域3)	67名
		10月21～11月1日、4、5日	町内14会場 (市街地3・農村地域11)	101名
10	芽室高校 新聞局・生徒会	12月18日(木) 1月23日(金)	芽室高校	16名
11	白樺学園高校 (3年生) (1年生)	11月4～6、 10、11日	白樺高校	132名
		1月27～30日	議 場 (役場庁舎3階)	95名
				482名

■団体との意見交換会

芽室町商工会役員

●日 時：令和7年9月30日（火）16:00～17:30
●会 場：めむろ駅前プラザ3階 商工会会議室
●出席数：9名
●議 員：総務経済常任委員会委員
●意見交換会テーマ：議員定数と報酬について

テーマ	意見交換内容
定 数	<p><現状維持でよい> 5人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減らせばますますなり手が減っていく ・定数は減らしても良いと思っていたが、委員会活動等の話を聞いて、そうでもないのかなと思った <p>※質疑の時は、減らしても良いと考えていたが、皆さんの意見を聞く中で、16人が必要な人数かなと思った</p> <p><増やした方がよい> 1人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものごとを決めていくうえで16人では少ない、20人以上いても良い <p><1減にしては> 1人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回無投票だったので、次回実験的に1減でやってみてはどうか <p><他> 1人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無投票が悪いとは思わない、議会の日数が多いのではないか、議会基本条例を作った当初は良かったかもしれないが、もっと柔軟に考えても良いのではないか
報 酬	<p><提案は適正> 3人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芽室町議会は他の町村と比べ忙しそうなので、提案の報酬引き上げは適正と考える <p><もっと上げてよい> 3人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬は月額35万～40万でもよい、議員のモチベーションを高めるためにも <p><他> 2人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬は、出た日数（議員の活動量に応じて）に対して支給すれば良い
その他 なり手対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の町として、農家の議員が少ないのは残念 ・個々の議員活動が見えない ・議論の経過を知らせることが大事、わかりやすい資料提供が必要 ・何故、議員活動をやっているのかを知らせることも大切 ・小・中学生からの教育が大事 ・女性議員を増やす取り組みが大事 ・議会の日数を減らす（コンパクトに）取り組みも必要 ・なり手不足問題に関しては、モニター制度や「議員の学校」などは有効 ・持続可能な議会を目指すとしているが、報酬以外の取り組みは？ <p>→ハラスメント防止条例の制定、「議員の学校」（養成講座）等を検討し</p>

	<p>ている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の機能強化とは？ <p>→600 超の事業との関係を説明。広報・広聴活動を強化したい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の提案は、議会全員一致（全員の合意）で参加しているのか聞きたい <p>→これまで議員間討議をする中で、それぞれ意見が違う部分もあったが、最終的に議会に総意として提案している</p>
--	--

芽室消費者協会

●日 時：令和7年10月3日（金）15:00～16:00
●会 場：めむろ駅前プラザ3階 レファレンス
●出席数：11名
●議 員：総務経済常任委員会委員
●意見交換会テーマ：議員定数と報酬について

テーマ	意見交換内容
定 数	<p>※明確に提案に賛成された方は1人のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明は理解できたが、具体的な数字、額に関しては悩んでしまう。芽室町にとって何がベター、ベストなのか考えていただきたい。 ・人数はわからないが、若い人が魅力を感じるような議会に向けてがんばっていただきたい。 ・6月にあった町民説明会では、「定数は14～16」となっていたが、今回16という定数で提案される経過説明が必要だと思う。
報 酬	<p>※明確に提案に賛成された方は1人のみ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活給的要素を含めて考えることは大事。 ・財源がどこから出てくるのか不安。町民の税金でまかなわれるので、どうかなと悩んでしまう。 <p>→一般会計に占める議会費の割合は年々下がってきている。国や道に対しても支援を求めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30万が適正かどうかはわからないが、報酬をあげることについては賛成（ほかの議会と比べて議会日数が多いので）。 ・説明により、報酬を上げる根拠等は理解できたが、苦しい生活をしている人が多い中で、広く、住民に、より丁寧な説明が必要。 ・住民の理解を得るには、30万とする根拠の説明に、最初から算式の説明等入れ、丁寧に説明すると良い。 ・住民税が上がるのかなと、ちょっと心配。
なり手対策	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人の参画を進めるために、オンライン開催等 ICT を駆使して改革を進めてほしい。 ・選挙制度の改革も必要ではないか。

・議員活動の見える化を期待したい。

・次回、無投票にならないように良い方法はないものかと思う。

・議会改革だけではなく、町民との意見交換をもっとやってほしい。

・芽室町議会の報酬の十勝管内での水準はどの程度？

→十勝管内では上から6番目。

・現在の議員で、専任の方と兼職されている方の状況は？

→現状を説明。

・年間の会議数が多いのを、効率化しようという話はなかったのか？

→議会としての質を保つには、これくらいの活動量は必用と考えるが、効率的にということは考えている。

・報酬30万というのは、どのように算出されたのか？一気に10万も上げるのは、一般ではありえない話。

→原価方式の説明。

・昭和22年は定数26でしたが、当時の芽室町の人口は？人口が減ったから議員の数を減らしてきたのか？

→昭和22年の人口は、15,338人。行財政改革の関係で減らしてきたものと思われる。

・30万だと年額でいくらになるのか？

→期末手当を今までと同じとすると約480万。

・会議を土日にするとか、夜間にするとかできないか？人口減少の中で若い人の意見は大事。

→今回報酬を上げようというのは生活給的な面がある。若い人が、仕事を辞めて（休職して）立候補できる環境をつくりたいとの考えである。



育児ネットめむろ

●日 時：令和7年10月14日（火）14:00～15:00
●会 場：芽室町役場3階 議員控コーナー
●出席数：4名
●議 員：厚生文教常任委員会委員
●意見交換会テーマ：議員定数と報酬について

テーマ	意見交換内容
定 数	<ul style="list-style-type: none"> ・減らすとハードルが高くなるという意味合いについて ・次回も無投票の可能性があると思うと「現状維持」には疑問がある →多様ななり手創出に取り組む議会の考え方について説明。16人の原案は十分な議論を行うのに必要な人数であり、今後縮小する財源等の中で厳しい判断を下す資質のある議員を創出するために必要な人数であることを説明する。 ・目に見えにくい活動とは？見える化が必要 →公務以外の議員活動等について説明。活動の見える化については今後の課題として回答する。 ・若い人を巻き込むには敷居が高い。無投票にならないよう準備期間に何をするのか。 ・子育てをされていて町の政策を身近に感じることもある。議会が議決していることなど町民にもっと伝われば良い。 ・女性議員を増やしてほしい →議会だよりに連載している記事を紹介し、今後予定している「(仮)議員の学校」についても説明する。
報 酬	<ul style="list-style-type: none"> ・30万円の根拠は何か。30万円という数字が一人歩きしている。 ・計算式について説明がほしい ・管内他自治体の議員報酬について ・一気に30万ではなく徐々に上げることはできるのか ・手取りや期末手当など実態を知らないため判断しかねる →現在の報酬から諸費用差し引いた実際の手取り額、全国町村議長会が示す計算式の根拠、これまでの議員間討議の経緯などを都度説明し「説明を聞いて納得した」との声をいただく。 ・アンケートしない理由を知らせた方が良い →こうして膝を突き合わせて丁寧な説明をすることで理解が得られてきた。今回も全町内を巡回し説明していくことや、議会の考えや取り組み内容の発信力については今後、広報公聴機能強化の取り組みを進めたいと回答する（先進事務調査に赴いたことも伝える）。



めむろ介護保険事業所等連絡協議会（けあねっとめむろ）

●日 時：令和7年10月14日（火）15:30～16:30
●会 場：芽室町役場3階 委員会室
●出席数：10名
●議 員：厚生文教常任委員会委員
●意見交換会テーマ：議員定数と報酬について

テーマ	意見交換内容
定 数	<ul style="list-style-type: none"> ・偶数か奇数かで採決の際、問題はないのか →議長、委員長は採択に加わらない事などを説明する。 ・女性議員を増やす方策は →委員からの所感を述べる。 ・無投票は問題。報酬増と広報機能強化以外のなり手対策をどうするのか →今後予定している「(仮) 議員の学校」などの取り組みについて説明する。
報 酬	<ul style="list-style-type: none"> ・(説明を聞いて) 定数と報酬は別問題であると気付いた ・物価高で上げるのは理解できるが財源は？ ・10万アップする説明と町民理解が必要 ・対価の見える化で興味を持つ方が出るのではないかと、可視化が必要 →議会の取り組み内容の情報発信については今後広報広聴機能強化を図ることについて説明。 ・議長、副議長も上がるのか？ ・期末手当はいくらか →現在の報酬額や期末手当の回数と割合等について自治体との比較をし

	<p>ながら説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原案は妥当もしくは少ないと思う ・活動日数について他議会より多い理由は →芽室町議会の活動内容について説明 ・兼業議員への門戸はどうするのか →現在も会議開催の効率化を図っていること、また兼業しなくても議員活動が成り立つ様な報酬額として原案をつくっていることを説明する。 ・活動日数について負担軽減の取組も必要では →現在の活動日数は芽室町議会に必要な業務量であることを説明する。
要 望	<ul style="list-style-type: none"> ・介護業界を取り巻く問題は益々厳しくなる。人材不足は喫緊の課題。安心して介護を受けられる体制のためにも、今後も意見交換会の場を持ってほしい。



芽室町教育委員会委員

●日 時：令和7年10月29日（水）14:00～14:30
●会 場：芽室町役場2階 教育委員会会議室
●出席数：5名
●議 員：議会運営委員会委員
●意見交換会テーマ：議員定数と報酬について

テーマ	意見交換内容
定 数	<ul style="list-style-type: none"> ・過去には定数削減はしたけれど報酬増をしてこなかった。理由は？ →合併議論、行政改革など当時の時代背景等について説明。また、平成23年に18名から16名に削減した当時の地元紙記事内容についても共有

	する（報酬の低さと業務負担の兼ね合いで農業者議員の成り手が減少することなどが記載）
報酬	・20万円から一気に30万円にすることへの町民理解の取り組みは？ →可能な限り町民一人一人に説明機会を設けるよう今地域を巡回して取り組んでいる。今後も原案策定の趣旨を理解してもらうことに注力する。
なり手対策	・女性議員に質問。仕事と家事育児に多忙な女性が立候補の際に障壁となることはあったか？ →立川、中田それぞれが立候補にまつわるエピソードなどを説明する。 ・会議数130日について。AI活用などで効率化する、事業評価に活用するなど、議員も働き方改革が必要ではないか？ ・かつては名誉職と言われた議員だが時代の変遷で今はそうではない。報酬の低さの改善、働き方改革は重要だ。
その他	・今後のスケジュールについては？ →議会の案を説明する。

芽室町農業委員会委員

●日時：令和7年10月30日（木）14:30～15:00
●会場：芽室町役場3階 委員会室
●出席数：6名
●議員：議会運営委員会委員
●意見交換会テーマ：議員定数と報酬について

テーマ	意見交換内容
定数	・定数を減らせば、議員の負担が大きくなっていくので、単純に減らせばよいというものではない ・定数削減をいうのは簡単だが、一人の負担が大きくなる。
報酬	・副業を持たなければ議員をやっていけないというのは一つのハードルかなとは思う。 ・報酬は難しい話だが、通年議会であれば上げるのもやむなし ・10万上げたら立候補者は増えるか？ ・報酬を上げることに後ろめたさを持たないで、住みやすい芽室町のために頑張ってもらいたい。 ・議会がやっていることがきちっと伝われば、もっと上げてよい。
その他 ご意見	・条例を作って縛られているのではないか。 自分たちで首を絞めているのではないか。 ・なり手不足を女性に求めるのはどうかと思う。 ・町民と議員との距離が遠い。町民も自分のことで精いっぱい、議会に関心をもつ余裕がない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は紙媒体（議会だより）をよく見ているので継続してほしい、若者向けの SNS と両建てでやってほしい。 ・必ずしも無投票イコール悪とは思わない。 ・芽室は住みやすい町なので、現状に満足しているのではないか。
その他 質 疑	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の会議数、他の町村と何が違う？ →芽室は各委員会それぞれ年 20～30 回、通年議会でやっているのが多い、他町村は定例会の開催時のみという議会が多いのではないか。 ・通年議会をやっていないところは定数割れはないのか、疑問に思った。 ・音更町は最近、報酬を上げずに、定数を下げたのではないか？ →音更は、前回報酬だけ上げた。 ・報酬以外に支給されるものは？ →昔は年金・日当等があったが、今はない。 ・会議を週の前半に集中させるとか、夜間、日曜日に開催してはどうか？ →できるだけ、1日に2～3つの会議をやる等の工夫はしている。 夜間・日曜日の開催は職員の負担になるので難しい。



芽室町農民連盟

●日 時：令和7年10月31日（金）18:00～19:30
●会 場：JAめむろ会議室C
●出席数：20名
●議 員：議会運営委員会委員
●意見交換会テーマ：議員定数と報酬について

テーマ	意見交換内容
定 数	・この度の提案は「定数はそのまま、報酬を上げたい」という理解で良いか？

	<p>→お見込みのとおりと回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会からの説明を聞き、16名が必要な人数だと理解した。
報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・新卒（大学）の初任給でも30万円と言われている。厳しい次の成り手対策のためには今回の提示額は納得する。 ・議員報酬だけで生活できるような額は必要である。
その他なり手対策	<ul style="list-style-type: none"> ・次第に農業者の議員数が減っていった。相談先に困る。成り手対策は必要。 →農業者だけが農業に明るいということではなく本来はどの議員でも農業への知見を持っているべきである。議員の働きやすい環境整備を行うことで、様々な知見を深められる資質の高い議員が生まれることも期待している。次年度はなり手養成講座開催も検討している。現職にとってはライバルを増やすことにもなるがそれだけの覚悟を持って取り組んでいる。 ・報酬を上げるとそれだけを目的にした立候補者が現れないか？ →住民の選択肢を創出するためにも次期改選期には必ず選挙になるよう取り組んでいる。 ・議会からの情報発信が足りていない。今回のように地域や団体と意見交換の場を設けてくれると議会への理解が深まる。町長のMMMのように議会も巡回してほしい。 ・無作為アンケートのような公聴手法は取らないのか？ →可能な限り対面で多くの住民と意見を交わし議会の考えを説明し理解してもらうことを重要と考えている。

芽室町手をつなぐ育成会どんぐり会

●日時：令和8年2月10日（火）18:00～19:30
●会場：芽室町役場3階 議員控コーナー
●出席数：6名
●議員：厚生文教常任委員会委員
●意見交換会テーマ：障がいを持たれる方の生きづらさについて

	事前要望・質問	意見交換内容	委員会としての対応
1	<p>障害者にも健康寿命を維持するための支援、健康相談窓口を開設してほしい。</p>	<p>障害の程度や個人差にもよるが、老化が早い人もいるため、65歳以上というような一律年齢で決めないでもらえるとありがたい。専門の担当、相談員をつけてほしい。障害者の検診も検討してほしい。</p>	<p>・意見として聞き置き、今後の委員会調査の参考とする</p>

		1度公立のMSWにも相談したことがあるが、この町ですと住み続けていくことを考えると、福祉と病院がもっと連携とってもらいたい。	
2	一生、芽室町で暮らすための必要な施設や、それに関わる事業者、NPO法人などの招致を進めてほしい。	町単独で難しければ西部4町でつくるなど、一生町で暮らすための施設をつくってほしい（身近では旭山学園）。 どんぐり会の中でも年代によってニーズに違いがあり、自宅で生活したいというニーズがあることも知ってほしい（自宅で生活できる体制づくり）。	・意見として聞き置き、今後の委員会調査の参考とする
3	現在の防災計画では、災害発生時まずは近くの緊急避難所に行き、状況に応じて振り分けることになっている。これは障害程度が重い当事者にとってかなり厳しい現実なので、災害支援の個別計画を作成するとき、障害程度が重い者から順に検討を進め、移動の支援体制や福祉避難所へ直接行くことが可能となるようにルール整備を進めてほしい。	当事者だけではなく、一般的に避難している人にもストレスがかかる可能性がある（大きな声を出したり走り回ったり）。ストレートに福祉避難所に行けるようにしてもらいたい。災害時の対応する人材、体制の整備。カードゲームやシュミレーション訓練なども活用。	・意見として聞き置き、今後の委員会調査の参考とする
4	介護人材の確保のため、関連施設やNPO法人などと連携して、専門学校や大学への訪問など、就業と居住がしやすい町であることをもっとPRしてほしい。	介護人材の確保。学生などにもPRしてほしい。	・意見として聞き置き、今後の委員会調査の参考とする
5	役場障害者福祉係と芽室町基幹相談支援センターが協力関係を強固なものとし、就労障害者が転職や退職時の、職探しや仕事の適応力の確認、又学校教育後の社会生活に向け、学校や施設、会社そ	何らかの事情で職を離れたときなど、役場と基幹相談支援センターの連携を強化・充実してほしい。体制整備。 役場内人事異動もいろいろと考えてほしい。	・意見として聞き置き、今後の委員会調査の参考とする ・2/12の委員会において質疑

	れぞれが、障害者支援のスムーズな連携をとってほしい。		
6	どんぐり会としての活動を、町民皆さんに知ってもらいたい。どんぐり会もこの様な組織が芽室町にあることを知らせたい。	障害の分類や年代によってニーズにも違いがあり、会の中でもなかなか難しい問題。以前は発達支援センターを通じてつながっていた。	<ul style="list-style-type: none"> ・意見として聞き置く ・議会だよりにおいてインタビューと会について紹介する
7	現況届等、役場などへの提出書類の簡略化や枚数の削減、窓口で出来るデジタル化を進めて頂きたい。	D Xを進めてほしい。毎年変わらないのに同じことを書くのが大変。	<ul style="list-style-type: none"> ・意見として聞き置き、今後の委員会調査の参考とする
8	障害者の移動手段の問題。障害者は運転免許証を持たない人が多い、必然的に保護者が送迎することになるが、冬期間のアイスバーンの運転や、保護者の高齢化による免許返納後の移動手段の確保が必要になる。通院や買い物、遊興などの移動手段の確保をお願いしたい。	親の高齢化で切実な問題。	<ul style="list-style-type: none"> ・意見として聞き置き、今後の委員会調査の参考とする ・2/12の委員会において質疑
9	病院に通院時、受診中に自分の症状を主治医にうまく説明できない人が多くいます。本人と日常的に交流があり診療に同行していただける人。又、医療機関との連絡調整をして頂ける方がいると安心です。	自分の症状がうまく説明できないので、障害に特化した訪問診療や訪問看護などがあるといいかも。在宅医療の充実。	<ul style="list-style-type: none"> ・意見として聞き置き、今後の委員会調査の参考とする ・2/12の委員会において質疑



■令和7年度「議会報告会」総括

1 事業の根拠

- (1) 芽室町議会基本条例第2条第4項（基本理念） 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。
- (2) 芽室町議会基本条例第3条第4号（議会の活動原則） 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案を議決したときは、町民に対して説明すること。
- (3) 芽室町議会基本条例第4条第2号（委員会及び委員長の活動原則） 町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。
- (4) 芽室町議会基本条例第8条第5項（町民参加及び町民との連携） 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。
- (5) 芽室町議会「議会報告と町民との意見交換会」の実施規程

2 事業目的

現在取り組んでいる議会活動を報告し、町民の提言や意見を議会活動及び議会運営に反映する。

3 実施実績

- (1) 「議員定数と報酬の見直し（素案）」に係る住民意見聴取
ア 日程 令和7年6月23日（月）～27日（金）（6会場／市街地3・農村地域3）
イ 参加人数 67名
ウ 総括
（ア） 住民の声を聴けたと言えるか？（参加者数・意見の軽重・客観的な評価）
今回のテーマに関心のある方が会場に参加していただいたと考えると、議会の活動の現状と課題、考え方（素案含む）については、理解していただく機会につながったと考える。
また、説明を踏まえての意見交換の時間では、率直な疑問や提案などいただけたものとする。参加者数だけを見て多い少ないとの判断は難しい。
なお、住民意見の聴取方法については、広報の取組みを基本としつつ

も、議員と住民が直接顔を合わせる議会報告会・住民懇談会等の開催が、住民の関心を高める最も有効な手立てのひとつと考え、以下の手法に積極的に取り組むことを検討する（「町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機／町村議会議員のなり手不足対策検討会・令和6年3月発行」引用）。

- ・原案策定までの期間、議会報告会を継続的に複数回開催する。
- ・必要に応じてオンラインも活用する。
- ・議会側からの説明より住民からの意見聴取の時間を多く確保する。
- ・対象者を限定し実施する（女性、若者、子育て世代、町内会、各種団体／同じ属性の方々が集まる場面は、参加する際の心理的ハードルが低くなり、活発な意見を期待できる）。

(イ) 議会の取組の理解を広げたとと言えるか？

参加者は決して多いと言えなかったが、議員の直接説明により、住民に対する議会活動の理解度増に寄与したと考える。

なお、今後も引き続き「草の根」的な議会報告会を開催することにより、「議員定数と報酬の見直し」の検討状況の認知度を広げることは可能と考える。

(ウ) 新たな課題として捉えられたことはあるか？

- ・議会活動の見える化の工夫（議会だより、議会中継、ホームページ等）
- ・主権者教育の充実（中学生との事業）
- ・なり手対策の他の施策の実施（議員養成講座やハラスメント条例ほか）

(エ) 新たな取り組みにつながることは発見できたか？

- ・日常の議会活動として、速やかに強化・充実すべき事項（広報）と、計画的に取り組むべき事項（議会内課題共有・原案協議、住民意見聴取、議会改革諮問会議への諮問、条例提案）が区分できたことから、原案策定に向けて効果・効率的な手順や手法が明確になった。

(2) 「議員定数と報酬の見直し（原案）」に係る住民意見聴取

ア 日程 令和7年9月30日（火）～11月5日（水）

(ア) 団体との意見交換会

- ・9月30日（火）～10月31日（金）※ 全6日程（7団体）

(イ) 地域（町民）との意見交換会

- ・10月21日（火）～11月5日（水）※ 全12日程（14会場）

イ 参加人数 167名（うち地域（町民）との意見交換会 101名）

ウ 総括

（ア） 住民の声を聴けたと言えるか？

6月に実施した意見交換会（素案協議）と今回の取組みにより「議員定数と報酬の見直し（原案）（以下「原案」という。）」について、住民の受け止めや反応を直接確認し把握することができた。2度にわたる意見交換会の統一した手法は、不特定多数を対象とするアンケートは行わず、議員が地域に直接出向き、住民に対して膝を突き合わせて「議会の考え方」を丁寧に説明し、意見を伺う手法を採用した。

その結果、「原案」に対する民意を十分に把握することができ、当初目的としていた「住民感覚の把握」および「原案に対する理解度の確認」という目的を達成したものと考える。とりわけ、対面による説明と意見交換は、資料の文字では説明し尽くせない「すき間」の背景や実態を直接伝えられる点で理解促進に効果があり、また住民からも率直かつ具体的な意見を伺うことができた。

これらのことから、今回の「原案」に係る住民意見の聴取は概ね完了したと判断するものである。

（イ） 議会の取組みの理解を広げたとと言えるか？

議員自らが地域に赴き、議会活動の実態や「原案」の趣旨について、直接説明する機会を設けたことにより、これまで議会への関心が必ずしも高くない方々にとっても、議会の役割や活動内容、定数・報酬見直しの必要性について、確実に理解が浸透したものと受け止める。

また、議会への理解を広げるには、議会が住民に対して一方的に情報を発信するだけでなく、議員が地域に出向き、直接対話を重ねることが不可欠であることも再認識できた。こうした意見交換の積み重ねは、住民の議会への関心喚起に資するとともに、議会活動の透明性向上や信頼確保にも寄与するものである。

さらに、今回の取組みを踏まえ、仮に報酬改正が現実となった後においても、「議会報告と町民との意見交換会」の企画については、都度、議会での内部協議を十分に行い、実効性の高い重要事業として進化させていく必要があると考える。

（ウ） 新たな課題、取組みにつながることで捉えられたことはあるか？

二度にわたる「議会報告と町民との意見交換会」では、多くの参加者から「原案」について、一定の理解と評価が示された一方で、少数意見とし

て、今後の議会運営における重要な課題を提起する声も寄せられた。

これらの意見は、今後の「議会のあり方」を検証するうえで、示唆に富むものであり、以下の点について特に注目すべき内容と整理する。

- a 議員活動量の精査による働き方改革の実現について
- b 議会活動の実態・成果のわかりやすい住民公表について
- c 議員報酬増に係る財源確保の根拠の明確化について
- d 議員定数・報酬の今後の検証時期と手順の検討について

これらの少数意見は、議会改革を継続的かつ計画的に進めるうえで不可欠な視点であり、議会基本条例に規定する「主要事業・活性化計画」への反映を念頭に置き、今後に向けて、議会全体として丁寧に取り扱うべき課題と整理する。



■高校生との意見交換会（芽室高校新聞局・生徒会）

●日 時：令和7年12月18日（木）15:30～16:30 令和8年1月23日（金）15:45～16:45
●場 所：芽室高校
●出席者：16名（高校生：新聞局員・生徒会）
●議 員：6名（常任委員会各2名、議会運営委員会2名）

1 テーマ

「議会だよりを高校生と一緒に作る」

2 意見交換形式 3 グループに分かれたグループワーク

3 事業の根拠

- (1) 芽室町自治基本条例第3条第6号（議会と議員活動の原則）
- (2) 芽室町議会基本条例第2条第4項（基本理念）
- (3) 芽室町議会基本条例第8条第1項（町民参加及び町民との連携）

4 事業の目的

生徒との意見交換を通じて「地方自治の担い手意識の醸成」、「議会活動の認知度向上」、「まちづくりに関心を持ち参加する機会」とする。

5 総括

成 果：目的は概ね達成

冒頭の議会についての説明及びグループワークでの議論を通じて、テーマに対する現状認識や今後の取組みに向けての方向性が明確になった。2回にわたる意見交換、メールによる最終原稿確認を経て、3月12日に「議会だより3月号」を発行。生徒からは「議会だよりと一緒に作ることで議会・議員を知る機会になった。議会を知ってほしいという議員の思いが伝わってきた」、「高校の新聞とはまた違う視点を体験できた」などの感想が寄せられた。

今回の事業を通じて、「地方自治の担い手意識の醸成」、「議会活動の認知度向上」、「まちづくりに関心を持ち参加する機会」につながったものとする。



■高校生との連携協定事業（白樺学園高等学校）

（1）3学年5クラス

- 日時： 令和7年11月4～6日、10・11日（クラス別グループワーク）
- 場所： 白樺学園高等学校

（2）1学年5クラス

- 日時： 令和8年1月27～30日＜フィールドワーク（議場体験）＞
- 場所： 芽室町庁舎（3階本会議場）

授業のテーマ：「10年後の自分と地域～自治体への参加意識～」

【目的】

白樺学園高校と芽室町議会は、人的、知的資源の交流、活用を図り、互いの活動の充実・発展に資することを目的として、包括連携協定を締結したところである。協定に則り「住民への議会活動の認知度向上」を図るとともに「若い世代の考えを政策に反映」と「まちづくりを考え・参加する機会」とすべく、事業を実施する。

【学習・体験内容】

- 3学年：グループワーク（「10年後の自分と地域～自治体への参加意識」）
- 1学年：事前学習（議会体験に先立つ学習）
フィールドワーク（議会体験／一般質問及び条例制定）

学校法人白樺学園白樺学園高等学校と芽室町議会の包括連携協定書

学校法人白樺学園白樺学園高等学校（以下「甲」という。）と芽室町議会（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的な連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の人的、知的資源の交流、活用を図ることで、双方の活動の充実・発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に協力することに努める。

- (1) 甲による乙の議員、職員、住民等を対象とした学習機会の提供
- (2) 乙の公の施設における甲の生徒を対象とした研修機会の提供
- (3) 乙が実施する事業への甲の教職員、生徒の参画
- (4) 甲の教職員と乙の議員、職員等との交流、研修
- (5) その他、甲乙で合意した分野における活動

（実施条件）

第3条 前項の事項を実施する際の実施条件及び実施方法、協力の形態、事業成果の利用条件等は、甲と乙がその都度協議して決定する。

（施設の利用）

第4条 甲と乙は、連携、協力するに際し、教員、議員、職員、生徒の相互派遣及び相互受け入れ、施設等の利用について、支障のない範囲において互いに便宜を供するものとする。

（経費の負担）

第5条 連携、協力に関する経費の負担については、甲と乙がその都度協議して決定する。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の満了日までに、甲と乙の双方から特に申し出がないときには、さらに1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

（補則）

第7条 この協定書に定めのない事項又は変更を要する事項が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年10月12日

甲 学校法人白樺学園
白樺学園高等学校校長 嶋野幸也

乙 芽室町議会議長 広瀬重雄

（原本直筆署名）

「学習・体験」の様子

3 学年



1 学年





北海道芽室町議会

082-8651

北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

<http://www.memuro.net/gikai/gikai.htm>

e-mail g-shomu@memuro.net

tel0155-62-9731 fax0155-62-9813